

社 福 第 5 3 2 号
令和7年12月12日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和8年度福祉施策等に関する要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年9月2日付け宮社協発第553号で要望のあったこのこと及び各関係団体からの要望については、別紙のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当：社会福祉課地域福祉推進班

tel：022-211-2519

fax：022-211-2594

e-mail：syahukc@pref.miyagi.lg.jp

令和7年度 福祉団体から宮城県への要望一覧

要望主体	要望内容
1 宮城県社会福祉協議会	福祉教育の充実について
2 宮城県社会福祉協議会	緊急時や災害時の生活困窮者に対する一時的な救済支援について
3 宮城県社会福祉協議会	生活福祉資金事業（教育支援資金）制度の見直しについて
4 宮城県社会福祉協議会	市町村における権利擁護支援に係る体制整備について
5 仙台市社会福祉協議会	生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業）の増額
6 石巻市社会福祉協議会	宮城県における日常生活自立支援事業の国及び市町村支援
7 塩竈市社会福祉協議会	被災者見守り・相談支援事業の継続に係る財政措置
8 栗原市社会福祉協議会	生活安定資金貸付制度の抜本的見直し
9 美里町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業を市町村社協が主体的に実施していくことに伴う市町村自治体の財政的支援等への働きかけ
10 女川町社会福祉協議会	権利擁護等に関する事業展開を行う際の市町村の積極的な介入
11 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会	児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善
12 宮城県身体障害者施設協議会	物価高騰に伴う補助金事業の継続
13 宮城県身体障害者施設協議会	災害用備蓄品整備に対する補助事業の実施
14 宮城県身体障害者施設協議会	受給者証の交付、更新手続、様式の統一化
15 宮城県精神障がい者家族連合会	精神保健福祉関係予算の拡充に伴う補助金の要望
16 宮城県知的障害者福祉協会	障害者福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望
17 宮城県保育協議会	福祉人材への働きかけ
18 宮城県保育協議会	県内に存在する地域による待遇格差を生む助成制度への対応
19 宮城県母子生活支援施設連絡協議会	母子生活支援施設の機能を活かした地域支援の促進
20 宮城県母子生活支援施設連絡協議会	職員の格差是正
21 宮城県母子福祉連合会	県の施設等における自動販売機の設置

※上記のうち、1～4は要望活動当日（9月2日）に口頭で回答済。

担
当

保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)

件
名

1 福祉教育の充実について

地域共生社会の実現と福祉人材の育成を図るため、福祉教育の重要性について、次期「宮城県地域福祉支援計画」に位置付けていただくとともに、市町村社協と小中学校や公民館などが連携することで福祉教育の充実が図られるよう、市町村に対しても必要な働きかけをお願いいたします。

回

答

- 福祉教育の推進は、地域共生社会の実現と福祉人材の育成を図る上で大変重要であると認識しております。
- 県では、現行の「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」において「福祉教育・啓発の推進」を「地域福祉活動を担う多様な担い手づくり」の施策の1つとして位置付けております。現在、次期計画（第5期計画）の策定に取り組んでいるところであり、有識者の御意見をいただきながら、施策としての位置づけについて、検討してまいります。
- また、県では、バリアフリーへの理解を深めていただくため、「福祉のまちづくり読本」を作成し、毎年、県内の小学校へ配布を行っているほか、貴会が実施する福祉教育の推進に資する事業への補助などを実施してまいりました。
- 福祉教育を効果的に推進するためには、学校、家庭、地域が一体となった取組が不可欠であることから、市町村社会福祉協議会と小中学校などが連携した取組を進められるよう、市町村担当課長会議などを通じて働きかけてまいります。

担
当

保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)

件
名

2 緊急時や災害時の生活困窮者に対する一時的な救済支援について

生活福祉資金貸付は、原則として市町村社協と民生委員との連携の下、相談支援を通じて実施しているもので、借受人の状況を調査したうえで実施しており、緊急時や災害時における困窮者に対する支援については、貸付金ではなく給付金とする必要があることから、引き続き国に対して緊急一時金等の新たな給付金制度を創設することについて、働きかけをお願いいたします。

回

答

- 大規模災害が発生した際には、生活費を必要とする世帯に対して、低所得者に限らず貸付を行う特例措置が設けられますが、コロナ禍における特例貸付については、住民税非課税世帯の償還を免除するなど、これまでの特例措置にはなかった免除要件の緩和がありました。
- また、コロナ禍においては、令和2年4月に全国知事会から「貸付ではなく一時金等の給付を行うこと」について国に提言し、「特別定額給付金」等の給付制度が実現しております。
- さらに、令和5年11月には国の経済対策として「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）が創設され、地域の実情や所得水準、世帯構成等に応じて各種給付金及び定額減税が実施されるなど、地域経済の状況に応じて低所得者向けの支援事業が展開されてきているところです。
- 今後も、貸付金と給付金の両面から適切な生活困窮者への支援が実施できるよう、機会を捉えて国に働きかけを行ってまいります。

		担 当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
件 名	3 生活福祉資金事業（教育支援資金）制度の見直しについて 教育支援資金について、奨学金などの教育に関する公的支援制度と一体的な見直しを行ったうえで、償還が難しい場合の救済について考慮した制度として創設していただくよう国への働きかけをお願いいたします。あわせて、償還免除のための欠損補填積立金の財源確保が経営を圧迫する恐れがあることから、教育支援資金に代わる新たな制度が創設されるまでは、欠損補てん積立金の会計上の計上を不要とするよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。		
回 答	○ 生活福祉資金事業制度の教育支援資金については、低所得者世帯における高校・大学等への就学に係る費用の貸付を受けられるもので、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立を促すものとして、重要な制度であるものと考えております。 ○ 償還が困難な場合の救済を考慮した新制度の創設等については、学校教育に関する経費の負担の在り方など、我が国の公的支援の考え方に関わる慎重な議論が必要なものであることから、その必要性を含めて社会的な動向を注視してまいります。 ○ 償還免除となるケースが増加することで、償還利子により造成した欠損補てん積立金が枯渇する懸念があることは認識しておりますが、過去には、償還免除の際の欠損補てん金の積立及び取崩を不要とされた新型コロナウイルス特例貸付の例もあることから、教育支援資金においても、積立金枯渇の可能性が生じた際には、貴会の経営圧迫が生じることのないよう、柔軟な対応を国に求めています。		

担	保健福祉部 長寿社会政策課 企画推進班 (TEL 022-211-2536)
当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)

件名	4 市町村における権利擁護支援に係る体制整備について 関係機関によるネットワークのコーディネート役を担う中核機関が未設置の市町村に対して、設置について強く働きかけていただきますようお願いいたします。 加えて、日自事業については人件費の上昇や事務経費の高騰などにより経費が増加していることから、社会情勢の動向に見合った国庫補助基準額の増額について、国への働きかけをお願いいたします。
回答	○ 県内市町村の中核機関設置状況は令和7年6月1日現在、21か所となり、昨年から大幅に増加しているところです。県としては、アドバイザー派遣や関係専門団体との情報交換の開催などの実施により、引き続き市町村における中核機関の設置を支援してまいります。 ○ また、日常生活自立支援事業費につきましては、平成27年度に国庫補助基準額が導入されて以降、本県においては事業費が基準額を超過する状況が続いており、毎年度個別協議により国に予算措置を求めてきているところです。物価高騰など社会情勢の動向等を踏まえながら、本事業を円滑に実施するために必要な予算を確保できるよう引き続き協議を行うとともに、国庫補助基準額の増額要求の必要性についても検討してまいります。

		担 当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
件 名	5	生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）の増額について 仙台市内各区・支部事務所の貸付相談員の適正な配置（宮城支部事務所に新たに配置することを含む）に係る経費及び相談窓口の強化を図るため、基幹的業務を行う専従の正職員の配置に係る予算の確保について、国への働きかけを含め強く要望します。	
回 答		○ 生活福祉資金相談体制整備事業は、生活福祉資金の債権管理や借入申込者に対する償還指導等を行うために市町村社協に配置する相談員の人件費を、実施主体である県社協に補助しているものです。 ○ 相談員の配置については、県内市町村の貸付状況等を踏まえて県社協が市町村社協へ配置し、今年度は県全体で10名、うち仙台市においては令和6年度から1名増員し、6名配置されていると承知しております。 ○ 本事業の財源については、その一部が当該年度の償還見込額を基準に国との協議を経て貸付原資を取り崩して充てているため、直ちに予算を増額することは困難な状況ではありますが、相談内容の複雑化や相談員の資質向上の必要性など実績を踏まえた対応について、機会を捉えて国に訴えてまいります。	

担 当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
--------	--

件 名	6 宮城県における日常生活自立支援事業の国及び市町村支援について 新日常生活自立支援事業の施行までの期間、現日常生活自立支援事業の安定した運営を継続するためには、基準額の増額又は各自治体からの財政支援等が必要と考えられることから、宮城県から国及び市町村への早急な働きかけが必要不可欠であるとともに、実現までの期間、宮城県からの財政支援を要望します。
回 答	○ 日常生活自立支援事業費については、平成27年度に国庫補助基準額が導入されて以降、本県においては事業費が基準額を超過する状況が続いているため、毎年度個別協議を行い、必要額を確保しているところです。 ○ 県としては、本事業の安定的な運営に向けて引き続き必要な予算を確保できるよう協議を行うとともに、国庫補助基準額の増額要求の必要性についても検討してまいります。

担 当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
--------	--

件 名	8 生活安定資金貸付制度の抜本的見直しについて 低所得世帯への貸付であることを踏まえつつ、利用しやすい生活安定資金貸付制度について、貸付額を現行の5万円から10万円へ増額するとともに、償還期間を据置期間後、1年以内から1年8ヶ月（貸付日から2年以内）に延長するなど、制度そのものの抜本的見直しをしていただくよう要望します。
回 答	○ 生活安定資金貸付制度は、県及び市町村が拠出した補助金を貸付原資に、各市町村社協が実施主体となって運用されており、その対象者や貸付限度額等の制度詳細については、「生活安定資金貸付制度要綱」に基づき県内で統一的な取り扱いがなされております。 ○ 制度の見直しに当たっては、債権管理など、それによって生じる影響を十分に検討した上で実施する必要があると考えております。 ○ 県としては、現在の貸付実績や今後の償還見通し、他県の状況、社会情勢等を踏まえながら、各市町村や市町村社協など関係機関の意見を伺い、見直しの必要性について検討してまいります。

担当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
件名	9 日常生活自立支援事業を市町村社協が主体的に実施していくに伴う市町村自治体の財政的支援等への働きかけについて 権利擁護支援体制の整備は市町村自治体の責務・役割であり、日常生活自立支援事業も成年後見制度とともに大きな役割を担っており、市町村自治体から市町村社協に対して恒常的な人的・財政的支援をしていく必要があります。 そのため、宮城県から市町村に対してこれまで以上に市町村社協へ人的・財政的支援の措置を講ずるよう働きかけていただくことを要望します。
回答	○ 日常生活自立支援事業は、高齢や障害等により日常生活に不安のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理などの支援を行うものであり、成年後見制度と合わせて大変重要な制度であると認識しています。 ○ 事業の実施にあたっては、その財源を国と県とで負担しているところです。 ○ 今後、単身高齢者の増加や障害者の自立・社会参加などによる福祉ニーズの高まりとともに益々重要となることから、県としては、担当学会議等を通じて事業の重要性について市町村と認識を深めながら、効果的、持続的な事業の在り方について検討してまいります。

		担 当	保健福祉部 社会福祉課 地域福祉推進班 (TEL 022-211-2519)
件 名	10 権利擁護等に関する事業展開を行う際の市町村の積極的な介入について 第4次宮城県地域福祉支援計画に基づき、各市町村において地域での権利擁護等のシステム整備を進めるためには、市町村の積極的な介入が不可欠であることから、市町村に対し主体的に関係機関と連携を図りながらシステム構築に取り組んでいくよう宮城県での検討を要望します。		
回 答	○ 少子高齢化や核家族化の進行など、社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化していることから、多分野にわたる相談を包括的に受け止め、適切な支援を提供できる体制づくりが重要と認識しております。 ○ 県では、市町村など関係団体における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、県社協と連携して運営する「地域共生社会推進会議」や、地域における包括的な支援体制を構築するための支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を通じて、市町村の取組を支援しています。 ○ 県としては、引き続き、様々な課題を抱える方が制度の狭間に陥ることなく必要な支援を受けられるよう、権利擁護を含め市町村の体制整備をしっかりサポートしてまいります。		

担
当

保健福祉部子育て社会推進課 子育て支援班 (TEL 022-211-2528)

件 名	1 1 児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について ① 令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、同年6月には子どもの貧困対策法成立10年の節目を迎えました。これまで以上にこどもたちの声を聴いていくこと、こどもたちの権利を保障していくことを、官民一体となって行動していくことが求められていると思います。児童館には地域のこども支援の拠点としての役割があり、まさに「こどもがまんなか」を実践してきました。その機能を十分に生かせるよう、継続的な支援をお願いいたします。 ② これまで以上に児童館は行政とのパートナーシップを図り、官民協働で児童の健全育成に取り組む必要があります。児童館はこどもの拠点であるとともに、切れ目ない子育て支援の実現の場、こどもをまんやかに地域共生社会を推進する施設です。宮城県全体が児童館の存在意義や活動を理解し、児童館が地域の貴重な社会資源であることへの更なる理解の促進をお願いいたします。 ③ 学力に関することではなく、配慮を要する児童やこどもの貧困等から児童の健全育成とこどもがより力を発揮できる「こどもがまんなか」の環境を作るために、各自治体及び教育委員会での協議等をお願いいたします。また、児童館及び放課後児童クラブ職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、宮城県として各自治体への働きかけをお願いいたします。 ④ 県内自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を推進および支援する担当部署を設置し、恒常的に児童健全育成に携わる関係者や団体、市町村担当課と情報や課題を共有できるよう、県内すべての児童に対する児童健全育成を目指してくださるようお願いいたします。 ⑤ 国の施策である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用を、未実施の県内自治体に強く働き掛けて頂くよう重ねてお願いいたします。
--------	---

回	① 「こどもがまんなか」の社会を実現するため、子どもの声を聴き、権利を保障していくことは重要であり、児童館がその中核を担う地域の支援拠点として果たしている役割は大きく、その機能を十分に発揮できるよう、引き続き国や市町村と連携しながら、事業の安定的・継続的な運営を支援してまいります。
答	② 児童館について広く周知するため、県では子育て支援情報サイト「みやぎっこ広場」において、市町村毎に児童館を案内しているほか、市町村においても各児童館の取組をウェブサイトで紹介しており、引き続き、市町村と連携しながら児童館の活動内容を積極的に発信するなど取り組んでまいります。 ③ 県では、学識経験者、学校教育行政担当者及び社会教育担当者などを構成員とする「みやぎの協働教育連絡会議」に参加し、放課後児童クラブなど、地域と学校の連携・協働について必要な取組を協議しているところです。また、職員の待遇改善や労働環境の整備に向けては、国の支援施策を各市町村に情報共有するとともに、働きかけを強化し、優秀な人材の確保と定着を支援してまいります。 ④ 県内市町村では、主に児童福祉担当部署において、必要に応じて NPO などの関係団体と連携し、児童健全育成事業を推進しているところです。県としては、引き続き、貴協議会等と連携を図り、県全体で児童の健全育成を目指してまいります。 ⑤ 国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について、未実施の市町村に対しては、その重要性と具体的な活用方法について改めて強く働きかけ、利用を促進してまいります。

担
当

保健福祉部障害福祉課運営指導班 (TEL 022-211-2558)

件 名	1 2 物価高騰に伴う補助金事業の継続について 食費等を含めた物価高騰対策助成金の補助額の増加。
回 答	○ 県では、これまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、障害福祉施設を対象に、物価高騰に伴う冷暖房費、利用者の送迎に係るガソリン代、食材料費等のかかり増しに対する補助事業を実施しており、今年度も障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系事業所及び計画相談支援、障害児相談支援などの相談系事業所に対する補助事業を実施しております。 ○ 今回、補助事業の対象とならなかった障害者施設等への支援については、今後の国の経済対策等に係る動向を注視し、予算の確保に努めてまいります。 ○ 国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設については、原油価格・物価高騰により厳しい経営を強いられていることから、引き続き、全国知事会を通じて全国一律の対策を講じるよう国に対して要望を行ってまいります。

担 当	保健福祉部障害福祉課施設支援班 (TEL 022-211-2544)
--------	------------------------------------

件 名	13 災害用備蓄品整備に対する補助事業の実施について 災害時に物資を支援した際の補助金。
回 答	○ 災害救助法に基づき、福祉避難所が設置された場合、災害時要配慮者に対する物資の提供に要した費用等については、原則、災害救助費の対象となります。 ○ なお、福祉避難所としての指定や協定の締結等が必要になる場合がありますので、施設の所在地の市町村に御相談ください。

担 当	保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL 022-211-2538)
--------	------------------------------------

件 名	14 受給者証の交付、更新手続、様式の統一化について 県内だけでも統一した基準・様式。問い合わせ窓口等設置。
回 答	○ 介護給付費等の支給決定の実施主体である市町村は、その決定を行ったときは支給量その他の必要な事項を記載した障害福祉サービス受給者証を交付する必要があります。 ○ 国においては、介護給付費等に係る支給決定事務等に関する事務処理要領を定め、受給者証の標準様式や手続き等を示し、取扱いの標準化に努めているところです。 ○ また、県におきましても、障害支援区分の判定に不均衡が生じないためにも、毎年、障害支援区分認定調査員研修を開催し、市町村職員や相談支援事業所等の職員に対して、制度説明や事例検討を実施しております。 ○ なお、昨年度より、年度途中でも随時研修が開催できるよう拡充したところであり、引き続き、障害のある方が適切な障害福祉サービスを受けられるよう、市町村を支援してまいります。

担 当	保健福祉部精神保健推進室精神保健推進班 (TEL 022-211-2518)
--------	--

件 名	15 当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 2.3 万人、精神通院医療認定者 3.9 万人 (R6 年 3 月末の県内数) の生活の質の向上を目指し活動を行っているが、活動資金が大変厳しいため、精神保健福祉関係予算が拡充されていることから、家族会への補助金を期待したい。
回 答	○ 本県では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の柱として、ピアサポート活動の支援に取り組んでおります。 ○ 支援内容の一つとして、令和 6 年度に創設した「精神障害の当事者・家族等の活動支援・ピアサポート活用事業補助金」があります。当該事業では、精神障害の当事者・家族等が自らの経験を生かして、他の精神障害者等の回復のために行う支援や仲間同士の支え合いの活動（①情報交換会・交流会等、②研修会・セミナー等、③個別相談支援、④普及啓発）を対象に、1 団体あたり 20 万円を上限に補助金を交付しております。 ○ 令和 6 年度は 9 団体、令和 7 年度は 17 団体（交付決定済の団体）に当該補助金を御活用いただいております、貴会におかれましても、令和 7 年度交付申請を受け付け、申請内容のとおり交付決定をさせていただいているところです。 ○ なお、「宮城県の精神保健福祉施策推進パッケージ」（令和 6～10 年度）では、地域支援体制の強化、地域移行、環境整備、普及啓発等の取組を総合的に進めていく方針としており、事業全体の今後の方向性やバランス等を見据えながら、各種事業が適切に実施されるよう予算配分を行ってまいりたいと考えます。

担	保健福祉部障害福祉課施設支援班	(TEL 022-211-2544)
当	運営指導班	(TEL 022-211-2558)

件 名	1 6 障害福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望 (1) DX 化等の活用促進のための補助施策の拡充について DX 化等の活用は、障害福祉施設に従事する職員の負担軽減や業務削減効果が望めるとともに、離職率の低下と支援力の向上に結びつくことが期待できるため、限られた人員で効率的に行うための機器の導入に対する補助施策のさらなる拡充を宮城県に要望するものです。
回	○ 県では、令和2年度から障害者総合支援事業費補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」）等を活用し、障害福祉施設における介護ロボットやICT機器の導入等について支援してまいりました。 ○ 令和6年度は、原油価格及び物価高騰等により、特に光熱費が大幅に上昇し、障害福祉施設の運営に対する影響の長期化が懸念されるため、省エネルギー設備やICT設備等を導入することで施設運営コストを抑制し、物価変動等の環境リスクへの対応力強化を図ることを目的として、国の臨時交付金を財源に、省エネルギー設備等の導入とともにICT・ロボット等の導入に対する補助事業を実施し、123事業所への導入を支援しました。 ○ 令和7年度は、福祉・介護職員の業務改善や負担軽減を行い、生産性の向上につながるICT機器の試供による伴走型の支援を行うモデル事業を実施するとともに、今後の事業所におけるICT機器の導入に向けた検討を促すため、成果報告や好事例の周知を行うこととしております。
答	○ 県といたしましては、国の予算拡充等について要望を継続していくとともに、介護ロボットやICT機器の導入支援を通じて、事業所における職員の処遇改善や業務改善を引き続き支援してまいります。

担 当	保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL 022-211-2538)
--------	------------------------------------

件 名	16 障害福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望 (2) 新卒者等を対象とした職員宿舍借り上げ及び奨学金返済支援のための助成の創設について 職員の高齢化の他、他産業への人材流失が止まらない状況や賃金格差が拡大している状況を踏まえ、福祉分野における若い世代の人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題になっています。人材確保・定着に向けた取り組みとして、新卒者等を対象とした「(仮) 職員宿舍借り上げ支援助成」や「(仮) 奨学金返済・育成支援助成」など人材確保に対する助成の創設を宮城県に要望するものです。
回 答	○ 少子高齢化に伴う人口減少が急速に進行する中、特に生産年齢人口の減少が顕著であり、障害福祉施設における人材確保は喫緊の課題であると認識しております。 ○ 現在、国の人材確保指針においては、「労働環境の整備の推進」、「キャリアアップの仕組みの構築」、「福祉・介護サービスの周知・理解」、「潜在的有資格者等の参入の促進」、「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの視点から、人材確保のために講ずべき措置が整理されており、総合的な対応が求められているところです。 ○ 御提案のありました職員宿舍借り上げや奨学金返済支援のための助成につきましては、恒久的な財源が必要になるほか、一時的な支援に留まり抜本的な処遇改善にはつながらない懸念もあることから、慎重な検討が必要であると考えております。 ○ 県といたしましては、福祉・介護職員の処遇改善加算の取得支援やICT機器の導入による職場の業務改善支援を行っているところですが、国に対しても、福祉・介護ニーズの拡大に対応した人材を確保できるよう、臨時の報酬改定の措置や、全てのサービスを対象とした処遇改善加算の拡大を求めるとともに、入職や離職防止、働き方改革等を推進する総合的な人材確保対策の実施を要望してまいります。

担 当	保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL 022-211-2538)
--------	------------------------------------

件 名	16 障害福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望 (3) 人材紹介サービス等の手数料等に対する助成の創設について 人材不足の解消手段として活用している人材紹介サービス等の活用及び外国人の雇用には多くの経費が必要となっており、施設経営を圧迫している実情を踏まえ、これらの取り組みに対しても人材確保に対する助成の創設を宮城県に要望するものです。
回 答	○ 現在、社会福祉法に基づき、宮城県社会福祉協議会内に「宮城県福祉人材センター」が設置されており、職員を採用したい事業所と福祉分野に就職したい求職者との橋渡しなどの無料の職業紹介事業を行っているほか、法人や事業所の適正かつ安定的な経営と働きやすい職場づくりを目指して、専門のアドバイザーを派遣する事業を行っているところ。 ○ そのような中、御提案のありました人材紹介サービス等の手数料等に対する助成につきましては、恒久的な財源が必要になるほか、一時的な支援に留まり抜本的な処遇改善にはつながらない懸念もあることから、全国的な実施状況等も踏まえた、慎重な検討が必要であると考えております。

担
当

保健福祉部子育て社会推進課保育支援班 (TEL 022-211-2529)

件 名	18 県内に存在する地域による待遇格差を生む助成制度への対応について 仙台市とその他地域では確かに財政規模なども違いますし、それに対し県がどのようにコミットするのかが、非常に難しい課題であることは承知しています。それでも、宮城県として、宮城県民の生活を支えるために、県内で偏りなく福祉サービスを存続させていくためには、今までより一歩踏み込んだ形でその待遇についての取組みを県として実施する事が必須であると考えます。
回 答	○ 宿舍借上げ助成については、こども家庭庁の保育対策総合支援事業費補助金のメニューの一つであり、補助率が国1/2、市町村1/4、事業主1/4の市町村事業となっております。 ○ 令和6年度の実績として、仙台市以外では、4市町、11施設で当該補助金を活用した助成が実施されており、今後とも市町村の状況に合わせて利用促進を図ってまいります。 ○ 地域間の待遇格差については、国の公定価格における地域区分の見直しが検討中であることから、その動向を注視するとともに、県内の地域による待遇格差についても、市町村と相談しながら必要な対応について検討してまいります。

担 当	保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班（TEL 022-211-2633） 社会的養育支援班（TEL 022-211-2532）
--------	---

件 名	19 母子生活支援施設の機能を活かした地域支援の促進 自治体によっては“母子生活支援施設はDV専門の施設である”と思っているため、母子生活支援施設の機能を活用すべく各保健所へ周知していただくとともに、関係機関の連携をお願いします。また、宮城県社会的養育推進計画に明示されています「妊産婦等の支援に向けた取り組み」は、これからの母子生活支援施設の新たな事業として取り組む時期に来ています。私たちも準備を進めておりますので、宮城県での実施に向けた体制整備を一日でも早く整えていただきますようお願いいたします。また、入所者支援だけでなく、「産前産後支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子再構築支援」と母子生活支援施設の機能を活用した高機能化・多機能化に向けた取り組みが始まっていますので、そのあたりの周知もお願いします。
回 答	○ 関係機関が連携した取組がとれるよう母子生活支援施設の機能及びアフターケア等の高機能化・多様化に向けた取組について、引き続き周知に努めてまいります。 ○ 宮城県社会的養育推進計画の新たな取組として位置付けた「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」については、早期に必要な支援を提供できるよう妊産婦等生活援助事業の実施体制の整備に取り組んでいるところです。

担 当	保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班（TEL 022-211-2633） 社会的養育支援班（TEL 022-211-2532）
--------	---

件 名	20 職員の格差是正について 職員のモチベーションアップや人材確保に繋がることから、社会的養護従事者処遇改善費加算による処遇改善をお願いします。また、宮城県の指定管理受託施設であっても、社会的養護処遇改善加算の対象となるよう国への働きかけをお願いします。
回 答	○ 指定管理となっている施設の社会的養護従事者処遇改善費加算等の取扱いについては、指定管理者制度との整合性を図る必要がありますが、施設の人材確保は重大な課題であると認識しており、処遇改善につながる対応について検討してまいります。

担
当

保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班 (TEL 022-211-2633)

件 名	2 1 県の施設等における自動販売機の設置について 県の施設における自動販売機の設置及び運営については「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子福祉連合会に発注されるよう要望するものです。 また、市町村や民間事業者に対しても発注の働きかけをされるよう併せて要望いたします。
回 答	○ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、母子・父子福祉団体の受注の機会の増大に繋がるよう関係機関に働きかけてまいります。